

随意契約結果表（委託等契約）

所 属 名	笛吹川水系発電管理事務所
契 約 締 結 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 者 名	三菱電機プラントエンジニアリング（株）
契 約 名	下釜口発電所 緊急時補修調査等業務委託（水車発電機）
契 約 金 額	¥ 2, 7 5 0, 0 0 0 - （税込み・支払い限度額）
随 意 契 約 理 由	本業務は、機器等の故障時に早期に原因を調査し、必要な措置を施すことにより、発電所の停止電力量及び停止時間の縮減を図ることを目的とする。 本業務は、企業局緊急時補修調査等業務委託取扱要領第 3 条第 2 項に基づき製造据付業者である三菱電機プラントエンジニアリング（株）と随意契約を行う。 この契約については、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号により設置業者と随意契約とし、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項運用通知 4 により見積もり合わせを省略する。
適 用 条 文	○地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3（第 1 項抜粋） （随意契約） 第 2 1 条の 1 3 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 - 一 省略 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 - 三～九 省略 ○山梨県財務規則第 1 3 7 条（第 3 項抜粋） （随意契約） 第 1 3 7 条 3 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万元以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。 ○財務規則運用通知（平成 3 0 年 4 月 1 日付） 第百三十七条関係・・・随意契約について 4 第百三十七条第三項に規定する「特別の理由により見積合わせの省略ができる」ものを例示すると次のとおりであること。 - ア～ウ 省略 - エ 分解しなければ見積ることのできない物品又は施設等の修繕。 - オ～カ 省略